

広川町木造戸建て住宅耐震改修等補助金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広川町木造戸建て住宅耐震改修等補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、広川町補助金等交付規則（平成18年広川町規則第10号）に定めるもののほか必要な事項を定め、住宅の耐震改修等の実施に要する費用の一部を補助（福岡県木造戸建て住宅性能向上改修促進事業補助金を活用する。）することによりその実施を促進し、もって「震災に強いまちづくり」及び「脱炭素社会」の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造戸建て住宅 在来軸組構法、伝統的構法及び枠組み壁工法（ツーバイフォー工法をいう。）で建築された2階建て以下の木造一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用途に供する部分の床面積が、建物全体の床面積の2分の1未満であるもの）をいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が、住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (3) 耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である木造戸建て住宅について、建物全体又は1階部分の上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事及びこれに伴う耐震設計（工事監理を含む。）をいう。
- (4) 省エネ改修工事 木造戸建て住宅の省エネ性能の向上が図られる改修工事（開口部、躯体等の断熱化工事及び設備の効率化に

係る工事)をいう。

- (5) 性能向上改修工事 耐震改修工事と省エネ改修工事を併せて行う工事をいう。
- (6) 建替え等に伴う除却工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である木造戸建て住宅の居住者が、地震に対する安全性が確保された住宅を広川町内に建築、賃借等により確保するため、その木造戸建て住宅を除却する工事をいう。
- (7) 耐震改修工事等 性能向上改修工事と建替え等に伴う除却工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象住宅の所有者又は相続関係者等
 - (2) 前号及びその同一世帯に属する者全員が、本町の町税及び税外徴収金等を滞納していないこと。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず特にやむを得ない事情があると認めるときは、同項第1号に該当する者を補助対象者とすることができる。

(補助金の交付)

第4条 町長は、補助対象者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(補助対象住宅)

第5条 補助金の交付対象となる木造戸建て住宅は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に存在すること。
- (2) 補助金の交付を過去に受けていないこと。
- (3) 現に居住者がいること又は性能向上改修工事を行った後、居住する見込みであること。

(4) 昭和56年5月31日以前に建築又は工事着工したものであること
(昭和56年6月1日以後に増築等を行ったものを含む。)

(5) 性能向上改修工事により建築基準法(昭和25年法律第201号)及び関係法令の規定に違反するものでないこと。

(交付の対象となる費用)

第6条 補助金の交付の対象となる費用は、次に掲げる補助金の交付対象事業(以下、「補助対象事業」という)に要する費用とする。

(1)性能向上改修工事を行う事業

(2)建替え等に伴う除却工事を行う事業

2 前項1号において、原則として耐震改修工事と省エネ改修工事を併せて行うもの又は省エネ改修工事と併せて実施することが適当でないと認められる耐震改修工事とし、省エネ改修のみで実施するものは、補助対象事業としない。

3 補助対象事業に関する補助金の額等は、別表により算出した額とする。

(事前協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、耐震改修工事等の実施に関する契約を締結する前に、当該工事について、町長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けるよう努めなければならない。

(補助金の交付申請)

第8条 申請者は、広川町木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。代理者を指名して補助金交付手続に関する権限を委任する場合は、委任状(様式第1-2号)を提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助の適否を決定したときは、広川町木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付決定通知書（様式第2号）又は広川町木造戸建て住宅耐震改修等補助金不交付決定通知書（様式第3号）を当該申請者に通知しなければならない。

3 町長は、第1項の規定による交付を決定する場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができる。

（補助金交付申請の取下げ）

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、事情により補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに広川町木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付申請取下届出書（様式第4号）により町長に届け出なければならない。

2 前項の規定による取下げの届出があったときは、前条第1項の規定による交付決定はなかったものとする。

（補助事業の内容の変更）

第11条 交付決定者は、事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかにその変更の内容について町長と協議をしなければならない。

2 交付決定者は、前項に規定する場合において交付決定の額の変更を伴うときは、広川町木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付変更申請書（様式第5号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を広川町木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付変更審査結果通知書（様式第6号）を当該交付決定者に通知するものとする。

（補助事業の遂行）

第12条 交付決定者は、補助金交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

（検査等）

第13条 町長は、必要と認める場合においては、耐震改修工事等の工程を指定し、検査を実施することができる。

2 町長は、前項の規定による検査の結果、耐震改修工事等が適切に行われていないと認める場合には、当該耐震改修工事等が適切に行われるよう交付決定者に指導するものとする。

(実績報告)

第14条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに広川町木造戸建て住宅耐震改修等補助金事業完了実績報告書(様式第7号)に関係書類を添えて町長に報告しなければならない。

(補助金の確定通知)

第15条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合において、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、広川町木造戸建て住宅耐震改修等補助金額確定通知書(様式第8号)を交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 前条の規定による確定通知を受けた交付決定者は、広川町木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付請求書(様式第9号)(以下、「補助金交付請求書」という。)に関係書類を添えて町長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第17条 町長は、前条の規定による補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第18条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 第13条第2項の規定による指導に従わないとき。
- (4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項（第3号を除く。）の規定は、第15条に定める補助金の額の確定を行った後においても適用する。

3 町長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、広川町木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により交付決定者に対し通知するものとする。

（補助金の返還）

第19条 町長は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、広川町木造戸建て住宅耐震改修等補助金返還命令書（様式第11号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

（書類の整備及び保存）

第20条 補助金の交付を受けた交付決定者は、補助金に関する領収書その他の関係書類を整備し、補助金の交付決定を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年度までの補助金について適用する。

別表（第6条関係）

補助対象事業	補助金の額	補助率	限度額
--------	-------	-----	-----

性能向上改修工事	耐震改修工事 (補助対象経費) 耐震改修工事に要する経費に補助率をかけた額とし、限度額を上限としたもの。	50 / 10 0	900千円
	省エネ改修工事 (補助対象経費) 省エネ改修工事に要する費用に補助率を掛けた額とし、限度額を上限としたもの。	25 / 10 0	250千円
建替え等に等に伴う除却工事を行う事業	建替え等に伴う除却工事費 (補助対象経費) 建替え等に伴う除却工事に要する費用に補助率を掛けた額とし、限度額を上限としたもの。	50 / 10 0	900千円
補助金の額に1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。			

様式略